

重要事項説明書

(通所リハビリ)

介護老人保健施設ハートケア東大宮のご案内

(2024年12月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設 ハートケア東大宮
- ・開設年月日 平成13年12月1日
- ・所在地 埼玉県さいたま市見沼区大字風渡野45番地
- ・電話番号 048-682-6821 ・ファックス番号 048-682-6823
- ・管理者名 西嶋 渡
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(1156580021号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設ハートケア東大宮の運営方針]

「当施設は、①高齢者の自立支援 ②利用者の家庭復帰 ③家庭的な雰囲気
④地域・家庭との結びつきを追求していきます。」

(3) 施設の職員体制

	常 勤	非常勤	業務内容
・医 師 (兼務)	1	6	健康管理
・看護職員	2		看護
・介護職員	11	3	介護
・支援相談員	1		支援相談
・理学療法士 (兼務)	8		機能訓練・リハビリマネジメント
・作業療法士 (兼務)	10		〃
・言語聴覚士 (兼務)	2		〃
・管理栄養士 (兼務)	3		栄養ケアマネジメント
・事 務 (兼務)	9	2	事務処理

(4) 通所リハビリテーション定員 月曜日～土曜日 63 名

営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分

定休日 日曜日、1 月 1 日から 1 月 3 日

2. サービス内容

- ① 通所リハビリテーション計画の立案・実施・評価・見直し
- ② 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
昼食 12 時 00 分～
- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。
ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護
- ⑥ リハビリテーションマネジメント、レクリエーション、サークル活動
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 栄養改善サービス
- ⑨ 口腔ケア
- ⑩ 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用）
- ⑪ その他
*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・ 協力医療機関

・ 名 称	彩の国東大宮メディカルセンター
・ 住 所	埼玉県さいたま市北区土呂町 1 5 2 2
・ 電話番号	0 4 8 - 6 6 5 - 6 1 1 1

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「契約書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 利用者負担の額

介護保険給付の対象となるサービスの利用単位

サービスの利用単位に地域単価の 10.83 乗じた金額の 1 割、2 割、3 割が自己負担金額となります。

介護保険給付の対象となるサービスの利用単位

サービスの利用単位に地域単価の 10.83 乗じた金額の 1 割、2 割、3 割自己負担金額となります。 * () は大規模型の単位数

利用時間	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1 時間以上 2 時間未満	369(357)	398(388)	429(415)	458(445)	491(475)
2 時間以上 3 時間未満	383(372)	439(427)	498(482)	555(536)	612(591)
3 時間以上 4 時間未満	486(470)	565(547)	643(623)	743(719)	842(816)
4 時間以上 5 時間未満	553(525)	642(611)	730(696)	844(805)	957(912)
5 時間以上 6 時間未満	622(584)	738(692)	862(800)	987(929)	1120(1053)
6 時間以上 7 時間未満	715(675)	850(802)	981(926)	1137(1077)	1290(1224)
7 時間以上 8 時間未満	762(714)	903(847)	1046(983)	1215(1140)	1379(1300)

以下のサービスをご利用頂いた場合、それぞれ下記が加算されます。

費目	単位	備考
介護職員処遇等改善 加算 I	1 月の所定単 位数の 8.6% 加算	介護職員の賃金アップやキャリアアップ支 援そして職場環境の改善など、職員の働き やすさを向上させる取り組みを行っている 場合
サービス提供 強化加算 I	22	介護職員の総数のうち介護福祉士が 70% 以上
理学療法士等 体制強化加算	30	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を 専従かつ常勤で 2 名以上配置
リハビリテーション 体制強化加算 3-4 h	12	常時、事業所に配置されている理学療法 士、作業療法士等の合計数が基準を満たし ている場合
リハビリテーション 体制強化加算 4-5 h	16	常時、事業所に配置されている理学療法 士、作業療法士等の合計数が基準を満たし

		ている場合
リハビリテーション 体制強化加算 5-6 h	20	常時、事業所に配置されている理学療法士、作業療法士等の合計数が基準を満たしている場合
リハビリテーション 体制強化加算 6-7 h	24	常時、事業所に配置されている理学療法士、作業療法士等の合計数が基準を満たしている場合
リハビリテーション 体制強化加算 7-8 h	28	常時、事業所に配置されている理学療法士、作業療法士等の合計数が基準を満たしている場合
入浴加算(I)	40	入浴した場合
入浴加算(II)	60	入浴計画に基づき、個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境にて、入浴介助を行った場合
リハマネ加算ロ	593/月	開始日から6ヶ月以内、1ヶ月に1回のリハビリテーション会議を実施し、個別のリハビリテーションの計画、実施、評価、見直し、ケアマネへの情報提供、家族等に対して介護に関する助言指導を行う。また個別の計画内容等を本人、家族に説明を行い、内容を厚生労働省に提出しフィードバック情報を活用する場合
	273/月	開始日から6ヶ月以降、3ヶ月に1回、リハビリテーション会議を実施し、個別のリハビリテーションの計画、実施、評価、見直し、ケアマネへの情報提供、家族等に対して介護に関する助言指導を行う。また個別の計画内容等を本人、家族に説明を行い、内容を厚生労働省に提出しフィードバックを活用する場合
リハマネ加算 ハ	793/月	リハビリテーションマネジメント加算(ロ)6ヶ月以内の要件を満たし、利用者ごとに多職種が共同して栄養アセスメント及び口腔の健康状態の評価を行い、関係職種が計画の内容の情報等や、口腔の健康状態に関する情報及び栄養状態に関する情報を相互に共有して、必要に応じて計画を見直

		し、当該見直しの内容を関係職種に対して情報提供している場合
	273/月	開始日から6ヶ月以降、3ヶ月に1回、リハビリテーション会議を実施し、個別のリハビリテーションの計画、実施、評価、見直し、ケアマネへの情報提供、家族等に対して介護に関する助言指導を行う。また個別の計画書等の内容を厚生労働省に提出。
リハマネ加算	270/月	事業所の医師が利用者又はその家族に説明し利用者の同意を得た場合
短期集中個別 リハビリ	110	退院・退所又は認定日後、三ヶ月以内の期間
栄養アセスメント 加算	50/月	管理栄養士、看護職員等が共同して栄養アセスメントを実施し結果を利用者や家族へ説明
栄養改善加算	200	低栄養状態にある利用者に対し、管理栄養士が他職種と共同して栄養ケア計画を作成し、適切なサービスの実施、評価、見直しを行う
口腔・栄養 スクリーニング(I)	20	利用開始時及び利用中6ヶ月ごとに口腔の健康状態・栄養状態について確認を行う
口腔・栄養 スクリーニング(II)	5	口腔の健康状態・栄養状態のいずれかの確認を行う
口腔機能向上 (II) イ	155	口腔機能改善の計画、実施、評価、見直しを行い、計画等の情報を厚生労働省に提出しリハマネ(ハ)を算定
口腔機能向上 (II) ロ	160	口腔機能改善の計画、実施、評価、見直しを行い、計画等の情報を厚生労働省に提出した場合
重度療養管理 加算	100	介護3・4・5 手厚い医療が必要な利用者に対して

中重度者ケア体制	20	中重度の要介護者を受け入れる体制を構築している事業所
科学的介護推進体制加算	40/月	個別の心身の基本情報を厚生労働省に提出しフィードバックを受け必要があればサービスの見直し等に活用する
退院時共同指導加算 1回につき	600/回	病院等から退院(もしくは退所)する利用者に対して、入院(もしくは入所)していた病院等のスタッフと共同して指導を行った場合

5. 個人情報の利用目的

当施設では利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念のもと、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

① 利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的

[介護老人保健施設内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関または保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険等に係る保険会社等への相談又は届出等

② 上記以外の利用目的

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

－当施設において行われる学生の実習への協力

－当施設において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

・当施設の管理運営業務のうち－外部監査機関への情報提供

6. 緊急時の対応

当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。又、協力医療機関における診療内容、検査結果等の情報については、当施設においても共用することを承諾していただきます。

前項のほか、通所リハビリテーションサービス利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び代理人が指定する緊急連絡先に連絡します。

7. 事故発生時の対応

サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関、又は他の専門的機関での診療を依頼します。

前2項のほか、当施設は利用者の家族等・利用者又は、代理人及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

8. 通常の事業の実施地域

さいたま市、上尾市の当施設から片道5 kmの地域

9. 施設利用に当たっての留意事項

- ・禁酒
- ・禁煙
- ・所持品、備品などの持込は許可を受けること
- ・金銭、貴重品は極力持ち込まないこと
- ・利用時間内の受診の禁止
- ・ペットの持ち込みの禁止
- ・宗教活動の禁止
- ・他利用者への迷惑行為の禁止
- ・安全、衛生を害することの禁止

10. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓
- ・防災訓練 年2回
- ・要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務しているので、お気軽にご相談ください。(電話 048-682-6821)

要望や苦情(個人情報)の相談・苦情も含む)などは、支援相談担当者にお寄せいただけ

れば、速やかに対応いたしますが、窓口に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

また、サービス内容に関する苦情は、市及び県におかれる国民健康保険団体連合会でも受け付けており、電話での相談も可能です。

さいたま市 保健福祉局長寿応援部介護保険課

住所：さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話：048-829-1264（直通）

見沼区役所 健康福祉部 高齢介護課

住所：さいたま市見沼区堀崎町12番地36

電話：048-681-6067（高齢福祉係）

電話：048-681-6068（介護保険係）

上尾市 高齢介護課

埼玉県上尾市本町三丁目1番1号

電話：048-775-6473（直通）

埼玉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情相談専用

住所：さいたま市中央区大字下落合1704（国保会館）

電話：048-824-2568（苦情相談専用直通）

11. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

重要事項説明書に基づき、重要事項、個人情報の利用目的について、

担当者 _____ により説明を受け、その内容を十分理解しました。

利用者

住所

氏名

印

代理人

住所

氏名

印

重要事項説明書

(介護予防通所リハビリ) 介護老人保健施設ハートケア東大宮のご案内
(2024年12月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設 ハートケア東大宮
- ・開設年月日 平成13年12月1日
- ・所在地 埼玉県さいたま市見沼区大字風渡野45番地
- ・電話番号 048-682-6821 ・ファックス番号 048-682-6823
- ・管理者名 西島 渡
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(1156580021号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設ハートケア東大宮の運営方針]

「当施設は、①高齢者の自立支援 ②利用者の家庭復帰 ③家庭的な雰囲気
④地域・家庭との結びつき — を追求していきます。」

(3) 施設の職員体制

	常勤	非常勤	業務内容
・医師(兼務)	1	6	健康管理
・看護職員	2		看護
・介護職員	11	3	介護
・支援相談員	1		支援相談
・理学療法士(兼務)	8		機能訓練・リハビリマネジメント
・作業療法士(兼務)	10		〃
・言語聴覚士(兼務)	2		〃
・管理栄養士(兼務)	3		栄養ケアマネジメント
・事務(兼務)	9	2	事務処理

(4) 通所リハビリテーション定員 月曜日～土曜日 63 名

営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分

定休日 日曜日、1 月 1 日から 1 月 3 日

2. サービス内容

①介護予防通所リハビリテーション計画の立案・実施・評価・見直し

②食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）

昼食 12 時 00 分～

③入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。

ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）

④ 医学的管理・看護

⑤ 介護

⑥ リハビリテーションマネジメント、レクリエーション、サークル活動

⑦ 相談援助サービス

⑧ 栄養改善

⑨ 口腔ケア

⑩ 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用）

⑪ その他

* これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・ 協力医療機関

名 称 彩の国東大宮メディカルセンター

住 所 埼玉県さいたま市北区土呂町 1522

電話番号 048-665-6111

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「契約書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 利用者負担の額

介護保険給付の対象となるサービスの利用単位（月単位）

サービスの利用単位に地域単価の 10.83 を乗じた金額の 1 割若しくは 2 割が自己負担金額となります。

要支援 1	2268 単位
要支援 2	4228 単位

以下のサービスをご利用頂いた場合、それぞれ下記が加算されます。（月単位）

費 目	単位	備 考
利用を開始した日の属する月から起算して 12 月を超えた期間に利用した場合	-120	要支援 1
	-240	要支援 2
退院時共同指導加算	600	病院等から退院(もしくは退所)する利用者に対して、入院(もしくは入所)していた病院等のスタッフと共同して指導を行った場合
口腔機能向上(Ⅱ) (月 2 回を限度)	160	口腔機能改善の計画、実施、評価、見直しを行い、計画等の情報を厚生労働省に提出した場合
栄養アセスメント加算	50	管理栄養士、看護職員等が共同して栄養アセスメントを実施し結果を利用者や家族へ報告した場合
栄養改善加算	200	低栄養状態にある利用者に対し、管理栄養士が他職種と共同して栄養ケア計画を作成し、適切なサービスの実施、評価、見直しを行った場合
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) (6ヶ月ごと)	5	利用開始時及び利用中 6ヶ月ごとに口腔の健康状態または栄養状態について確認を行った場合
一体的サービス提供加算	480	栄養改善サービスおよび口腔機能向上サービスを実施
科学的介護推進体制加算	40	個別の心身の基本情報を厚生労働省に提出しフィードバックを受け必要があればサービスの見直し等に活用する

サービス提供体制加算 I 1	88	人材やサービスの質を確保している場合 (介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が 70%以上、または介護職員の数数のうち勤続 10 年以上の介護福祉士の割合が 25%以上)
サービス提供体制加算 I 2	176	人材やサービスの質を確保している場合 (介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が 70%以上、または介護職員の数数のうち勤続 10 年以上の介護福祉士の割合が 25%以上)
介護職員等処遇改善加算 I	1 月の所定 単位数の 8.6%加算	介護職員の賃金アップやキャリアアップ 支援そして職場環境の改善など、職員の働きやすさを向上させる取り組みを行っている場合

介護保険給付の対象とならないサービス利用料金

費 目	日 額	備 考
昼食代	660	昼食及びおやつ・喫茶、ポカリスウェットが含まれます (食事キャンセルされた場合 300 円がかかります)
日用品費	110	ご利用を希望する場合の、バスタオル (入浴用)、タオル (入浴用・洗顔用) 他
教養娯楽費	110	レクリエーションに必要な材料費 (画材・粘土・籐工芸・紙工芸・和紙・皮材) 風船・輪投げ・工作用品・園芸用品・図書代等

※ 利用のキャンセル (休みの連絡が利用日の前日、午後 7 時までになかった場合) が発生した場合、300 円 (税込み) をご負担いただくことになります。

5. 個人情報の利用目的

当施設では利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念のもと、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

① 利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的

[介護老人保健施設内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関または保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険等に係る保険会社等への相談又は届出等

② 上記以外の利用目的

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

6. 緊急時の対応

当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。又、協力医療機関における診療内容、検査結果等の情報については、当施設においても共用することを承諾していただきます。

前項のほか、介護予防通所リハビリテーションサービス利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び代理人が指定する緊急連絡先に連絡します。

7. 事故発生時の対応

サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

前2項のほか、当施設は利用者の家族等・利用者又は、代理人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

8. 通常の事業の実施地域

さいたま市、上尾市の当施設から片道5 kmの地域

9. 施設利用に当たっての留意事項

- ・禁酒
- ・禁煙
- ・所持品、備品等の持ち込みは許可を受けること
- ・金銭、貴重品は極力持ち込まないこと
- ・利用時間内の受診の禁止
- ・ペットの持ち込みの禁止
- ・宗教活動の禁止
- ・他利用者への迷惑行為の禁止
- ・安全、衛生を害することの禁止

10. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓
- ・防災訓練 年2回

11. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務しているので、お気軽にご相談ください。(電話 048-682-6821) 要望や苦情(個人情報相談・苦情も含む)などは、支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、窓口に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

また、サービス内容に関する苦情は、市及び県におかれる国民健康保険団体連合会でも受け付けており、電話での相談も可能です。

さいたま市 保健福祉局 長寿応援部介護保険課

住所：さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話：048-829-1264 (直通)

さいたま市見沼区役所 健康福祉部

住所：さいたま市見沼区堀崎町12番地36

電話：048-681-6067 (高齢福祉係)

電話：048-681-6068 (介護保険係)

埼玉県上尾市本町三丁目1番1号

電話：048-775-6473 (直通)

埼玉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情相談専用

住所：さいたま市中央区大字下落合1704 (国保会館)

電話：048-824-2568 (苦情相談専用直通)

10. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

重要事項説明書に基づき、重要事項、個人情報の利用目的について、

担当者 _____ により説明を受け、その内容を十分理解しました。

利用者 住 所

氏 名

印

代理人 住 所

氏名

印